

事業計画概要書に対する知事意見書

25上小地環第133号
平成26(2014年)年1月8日

東特運輸株式会社
代表取締役 青木 俊明 様

長野県上小地方事務所長



平成25年11月20日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書（産業廃棄物処分業新規許可）

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県上田市大屋 300 東特運輸株式会社 代表取締役 青木 俊明	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市長瀬1603-1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理（破碎）	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破碎物を除く。） 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	木くず 2.5936t/日 (0.3242t/h 8時間稼働) 紙くず 1.8864t/日 (0.2358t/h 8時間稼働) 繊維くず 0.7920t/日 (0.0990t/h 8時間稼働) 廃プラスチック類 2.3472t/日 (0.2934t/h 8時間稼働) 金属くず 3.1968t/日 (0.3996t/h 8時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 2.8296t/日 (0.3537t/h 8時間稼働) がれき類 3.2568t/日 (0.4071t/h 8時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	上田市町組自治会 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	上田市長 周辺地域内に住所又は居所を有する者 周辺地域内に事務所又は事業所を有する者 周辺地域内において農林漁業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 平成26年1月25日(土) 午前10時から (場所) 長瀬市民センター(上田市長瀬2476)	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p> <p>なお、上田市長から以下のとおり意見がありました。</p> <ol style="list-style-type: none">1 説明会の開催に当たっては、説明会出席希望者全員が出席できるよう、地元自治会と十分協議の上、説明会を開催するようにしてください。また、説明会に出席できなかった住民に対する対応も検討してください。2 施設設置場所付近に農業用水路が流れていますので、当該水路の下流域にあたる自治会（狐塚、坂井、南方、下長瀬）への説明会の開催も検討してください。